


白山市二次避難所 聴覚障害者対応マニュアル

聴覚に障害のある人のお部屋には手話マーク  を掲示してあります。

【コミュニケーションと文字情報の提供方法について】

以下のいずれかの方法で対応をお願いします。

1 障害福祉課に手話通訳を依頼

- ・伝達事項等あるとき
- ・聴覚障害者の訴えが理解できない場合、開庁時は障害福祉課の手話通訳者を呼んでください。直通 076-274-9526 (内線 1110)

2 筆談

- ① 「〇〇は△△です」等の短文程度まででお願いします。
長文や複雑な内容になる場合は、筆談対応は困難です。
- ② 定型文はコミュニケーションボードを準備します。
館内放送等があった場合は、提示をお願いします。

食事の準備が
できました。

温泉行のバスが
出ます。

3 遠隔手話通訳の活用

夜間等、手話通訳がすぐに対応できない場合は、タブレットを活用し、遠隔手話通訳を使用してください。

手話通訳オペレーターにつなげるところまでお願いします。

利用方法は別途資料添付。

4 コミュニケーションボードの活用

コミュニケーションの補足ツールとしてご活用ください。

【支援体制について】

1 日中の過ごし方

10:00～14:30まで、聴覚障害者地域活動支援センター「あさがおハウス」（こがね荘内）に通所します。

昼食はあさがおハウス職員がお弁当を取りに来ます。

2 入浴支援について

高齢により入浴介助が必要な方がいます。聴覚障害者の支援者が介助に入ります。（温泉行のバスに同乗します）

3 ろうあ相談員の定期訪問

定期的にろうあ相談員が生活状況の確認と支援を目的に避難所を訪問されます。

聴覚に障害のある避難者に関する課題がある場合は、ろうあ相談員または障害福祉課にご相談ください。

4 手話サークルのボランティア支援について

15:00～19:00まで手話サークルのボランティアが入ります。軽微なコミュニケーション支援と心のケアのための傾聴を目的としています。軽微なコミュニケーション支援が必要な場合は、依頼してください。

5 手話通訳が必要な場合、または対応について不明な点があれば、障害福祉課にご連絡ください。直通 076-274-9526（内線 1110）

白山市障害福祉課

直通 076-274-9526